

消費者被害注意情報 8

東京の海外先物取引業者に業務停止命令(9ヶ月)

経済産業省は、海外商品先物オプション取引等を行っていた事業者に対し、勧誘に際して明確な根拠がないのに、「100万円で取引すれば、少なくとも見積もって毎月1万円の配当がつきます。」等と消費者に利益が生じることが確実であると誤認されるような不実を告げたなどとして、特定商取引法違反で業務の一部停止を命じました。

未曾有(みぞう)の不況の中、今後、この種事案の増加が懸念されますので、注意喚起をお願いいたします。

処分業者

名称：オリエンタルマザーズ株式会社
 代表者：伊藤 哲夫
 所在地：東京都新宿区新宿1丁目36番7号
 資本金：9,000万円
 設立：平成18年1月5日

処分内容

業務停止命令 9ヶ月 (H21.1.15~H21.10.14まで)
 指示 上記業務停止命令期間中、訪問販売及び電話勧誘販売の事業の全部又は一部を他の事業者に譲渡しないこと。

処分理由

- ・ 法定交付書面の記載不備(特商法第5条第1項及び第19条第1項)
 契約書面等に役務の対価に係る記載並びに役務提供契約の解除に関する事項及び契約担当者の氏名に係る記載に不備があった。
- ・ 不実告知(特商法第6条第1項及び第21条第1項)
 勧誘に当たり、「このオプションは絶対にもうかります。」「100万円で取引すれば、少なくとも見積もって毎月1万円の配当がつきます。」等と虚偽の説明を行って消費者を勧誘した。
- ・ 再勧誘(特商法第17条)
 勧誘に際し、消費者が「年金生活でやっと食べていくだけでできません」等と契約締結を断っているのに、再度勧誘をした。

<http://www.meti.go.jp/press/20090113003/20090113003.pdf>

12月の相談件数及び苦情の多い相談

533件(年間累計**4,760件**)

順位	項目	件数	主な内容
1	オンライン等関連サービス	113	身に覚えのない有料サイト利用料等の請求
2	フリーローン・サラ金	86	多重債務、融資保証詐欺、ヤミ金融
3	商品一般	23	身に覚えのない代金請求等で他に分類されないもの
4	理・美容	19	美容教室の倒産、契約解除、その他
5	内職・副業	14	多額の登録料請求

理・美容関係が上位にきています。「通っていたエステティックサロンが倒産した。」等の苦情・相談が目立ちます。